

香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川おもいやりネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）

第4条第1項第2号に定める総合相談及び支援の実施に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、香川おもいやりネットワーク総合相談・支援事業（以下「おもいやりネット相談支援事業」という。）とする。

(実施主体)

第3条 おもいやりネット相談支援事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）及び要綱第3条で規定する参加法人（以下「参加法人」という。）が、連携・協働で取り組むものとする。

2 おもいやりネット相談支援事業実施に当たっては、各市町内の参加法人及び県社協は協働して取り組むとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、県や市町行政との連携・協議に努めるものとする。

(事業の位置づけ)

第4条 おもいやりネット相談支援事業は、社会福祉法第2条第3項第1号に定められた第2種社会福祉事業「生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業」として位置づけ、各参加法人の定款に「生計困難者に対する相談支援事業」と規定する。

(実施事業の内容)

第5条 おもいやりネット相談支援事業では次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 総合生活相談・支援事業の実施

参加法人は本要領第6条に規定する相談・支援担当者を配置し、お互い連携・協働して、要支援者（生活のしづらさを抱える方）に対する訪問・相談活動を通じて福祉課題・生活課題を把握し、利用可能な制度につないだり既存の資源を活用するとともに、他に支援する手段がなく、制度の狭間で経済的に緊急・逼迫した状況にあって、支援の実施により一定の生活の安定が見込める場合に対して、現物給付による経済的援助を行うなど、要支援者の地域での自立をめざした生活を継続的に支援する。

(2) 地域トータルサポート会議の開催

要支援者のアセスメント等に基づき、個別の課題を整理し、具体的な支援目標や支援の計画、経済的援助の必要性等を検討する地域トータルサポート会議を、各市町ごとに各参加法人が協働して開催する。

2 おもいやりネット相談支援事業の実施に当たっては、要綱第4条第1号及び第3号に規定する各事業（地域のネットワーク体制づくり、地域の人材育成及び福祉教育の推進）と連携し効果的に取り組むものとする。

(相談・支援担当者の配置)

第6条 この事業の実施に当たり、各参加法人は地域福祉の推進に熱意がある職員のうち、相談援助等の職にある者又はその経験のある相談員等の中からおもいやりネット相談支援事業を担当し、地域におけるコミュニティソーシャルワーク機能を担う相談・支援担当者（以下「相談等担当者」という。）を配置する。

- 2 相談等担当者は、要綱第4条の第2項に規定する香川おもいやりネットワーク事業県センター（以下「県センター」という。）が実施するコミュニティソーシャルワークに関する養成研修を、原則受講するものとする。
- 3 配置した相談等担当者に変更がある場合は、参加法人は県センターに報告する。

(相談・支援担当者の役割)

第7条 相談等担当者は、要支援者の生活状況、生活上の課題、支援者の有無などを把握するため、同一市町内の参加法人と連携して、原則として相談者を訪問したうえで、要支援者のアセスメントを行い、必要に応じてトータルサポート会議を開催し支援目標や計画等を作成しながら問題解決に向けて支援する。

- 2 相談等担当者は、保健・医療・福祉・行政の各サービス提供機関等の人材、機能と連携（多職種と連携）し、地域の要支援者に対してさまざまな相談支援活動を継続的に行うものとし、種別や制度にとらわれることなく、要支援者の心理的不安を取り除き、必要なサービスにつないだり、既存の社会資源を活用するとともに、生活状況が逼迫する場合は、必要に応じて現物給付による生活支援を行う。

(経済的援助の対象者)

第8条 おもいやりネット相談支援事業における経済的援助の対象とする要支援者は、緊急の支援が必要であり、他に利用できるサービスや社会資源等がなく、原則として次の（1）から（5）に掲げる者を含む世帯とする。

なお、支払いは要支援者本人に代わり各事業者等に対して行うものとする。

- (1) 生計困難により食材費の負担が困難な方
- (2) 生計困難により光熱水費の負担が困難な方
- (3) 生計困難により生活に必要な日用品費の負担が困難な方
- (4) 生計困難により医療・介護・福祉サービス費の負担が困難な方
- (5) 上記に類似する方

- 2 前項の規定にかかわらず、次の（1）から（7）に掲げる場合は対象としない。

- (1) 施設に入所している場合
- (2) 生活保護を受給している場合
- (3) 介護・福祉サービスの給付限度額を超えて利用しようとする場合
- (4) 借入金、滞納金の返済に充てようとする場合
- (5) おもいやりネット相談支援事業の相談支援を受諾しない場合
- (6) 現金給付を求めたり現物給付のみを求める場合
- (7) 上記に類似する場合

- 3 経済的援助は原則として給付とする、ただし、対象者が費用の返還を希望する場合は、その費用等の返還を受け入れることとする。

(経済的援助による支援内容の決定)

第9条 現物給付による生活支援内容について、要支援者への相談等を重ねる中で、市町内の相談等担当者が協議し、関係機関と協議を行ったうえで、各参加法人の施設長及び市町社会福祉協議会事務局長が協議のうえ、必要と認められる経済的援助の内容及び額を決定する。

(経済的援助による支援限度額)

第10条 1つの支援に係る経済的援助の限度額は、当面の自立に必要な最低限度の額とする。これを超える額の支援が必要と思われる場合は、県センターと協議のうえ決定し、要綱第6条に規定するおもいやりネット事業運営委員会（以下「事業運営委員会」という。）に報告する。

(経済的援助による支援期間)

第11条 現物給付による支援の期間は、1つの支援にあたり概ね3か月以内とする。これを超える期間の支援が必要と思われる場合は、県センターと協議のうえ決定し、事業運営委員会に報告する。

(個人情報の保護)

第12条 おもいやりネット相談支援事業において相談等担当者及び関係者は要支援者の個人情報の保護に万全を期すととともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第13条 おもいやりネット相談支援事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、要綱第6条に規定する事業運営委員会委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。

香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、香川おもいやりネットワーク事業実施要綱（以下「要綱」という。）

第4条第1項第1号及び第3号に定める地域のネットワーク体制づくり並びに地域の人材育成及び福祉教育の推進に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、香川おもいやりネットワーク地域体制づくり事業（以下「おもいやりネット地域体制づくり事業」という。）とする。

(実施主体)

第3条 おもいやりネット地域体制づくり事業は、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）及び要綱第3条で規定する参加法人（以下「参加法人」という。）が、連携・協働で取り組むものとする。

2 事業の実施の際に、地域内の参加法人及び県社協は協働して取り組むとともに、民生委員・児童委員、社会福祉関係団体、県や市町行政との連携・協議に努めるものとする。

(実施事業の内容)

第4条 おもいやりネット地域体制づくり事業では、次に掲げる取組みを実施するものとする。

(1) 地域のネットワーク体制づくり（地域ネットワーク会議の開催）

各市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）が中心となり、市町ごとに民生委員・児童委員など福祉関係者の、連携・協働の場づくりである地域ネットワーク会議を開催し、地域の課題や社会資源等について情報共有し、お互い顔の見える関係をつくる。

(2) 地域の社会資源や新しいサービス開発、居場所づくり、権利擁護体制の推進

地域ネットワーク会議の開催に当たり、参加法人は協働して地域の福祉課題・生活課題の把握に努めるとともに、社会資源のリストづくり（地域の相談窓口、社会福祉施設や市町社協が提供できる資源等のリストづくり等）を行い、さらには地域にない必要な資源やサービスを研究・開発し、個別の支援やさらには地域の新しい仕組みづくりにつなげていく。

また、地域の居場所づくり（世代や分野を超えた居場所づくり）や、地域の権利擁護（成年後見制度の利用促進・地域の見守り支援等）の推進に取り組む。

(3) 相談・支援担当者等の研修の実施（人材育成・福祉教育の推進）

要綱第4条第1項第2号に定める総合相談及び支援における、相談・支援担当者のコミュニティソーシャルワーク実践に関する研修やスキルアップ研修、対応が困難な事例等について身近な市町や、圏域ごとに専門職同士が事例検討や研修等を継続的に行い、研修と実践を重ねることによって、参加法人の人材育成につなげる。

また、おもいやりネット地域体制づくり事業を通じて社会福祉施設や市町社協が持つ知識や専門的技術を地域に積極的に伝え、地域に貢献することにより、さら

には個別の支援を通じて地域住民の協力や参加を進める中で、住民の福祉への理解と関心（気づき・学び）につなげ福祉教育を推進する。

- 2 おもいやりネット地域体制づくり事業の実施に当たっては、要綱第4条第1項第2号に規定する事業（総合相談及び支援）と連携し効果的に取り組むものとする。

（個人情報の保護）

第5条 おもいやりネット地域体制づくり事業において、参加法人及び関係者は要支援者等に関するの個人情報の保護に万全を期すととともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

（委任）

第6条 おもいやりネット地域体制づくり事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、要綱第6条で規定する事業運営委員会委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年6月26日から施行する。